

令和3年5月26日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
熊谷 俊人
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び
まん延防止等重点措置の延長に関する共同要望について

現在、東京都においては緊急事態措置を、埼玉県、千葉県、神奈川県においてはまん延防止等重点措置を、それぞれ5月31日までの期間で実施している。措置の実施に当たっては、一都三県で緊密に連携し、感染防止対策に各都県全力で取り組んでいる。

5月中旬以降、各都県で新規陽性者について減少傾向が見られるものの、依然として高い水準で推移していることや、感染力の強い変異株に流行の主体が置き換わっていることなど、予断を許さない厳しい状況が続いている。

こうした状況を踏まえると、一都三県は、引き続き、地域の実情に応じた感染拡大防止対策を多面的に実施するとともに、都県域の連坦性なども踏まえ、密接に連携した人流抑制対策を実施していく必要がある。

このため、現在、一都三県に対して発出されている新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置については延長されること、並びに、影響を受ける事業者等への財政支援については、即時対応分を含めその裏付けとなる措置が国において確実に講じられることを要望する。

また、措置内容の協議に当たっては、地域の実情に応じた弾力的な対応を要望する。